

43. 美和町

2008年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいっそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しが実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

### 【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

「回答」

保険料の引下げは、給付費用の減少につながるので、介護給付費が年々増加している状況を見据えると、保険料の引下げは難しいが、なるべく引上げることのないよう、据置く方向で第4期介護保険事業計画を検討している。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

「回答」

低所得といえども応分の負担をお願いしたい。介護保険では、保険料を所得に応じた6段階設定にすることにより、低所得者に対して必要な配慮がされている。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

「回答」

町単独での利用減免は考えていない。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助など

の利用を一律に制限しないでください。

「回答」

個々の状況を考慮し、サービス担当者会議等を開催する中で対応している。また、厚生労働省より同居家族がいるという理由のみで生活援助等が制限されるものではないとされているので、町内事業所に周知している。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

「回答」

特別擁護老人ホームの建設などの整備は、上位(県)計画であるが、地域の要望を具申していく。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

「回答」

国(県)レベルで施策されることであると考えているため、町単独での支援は、困難であると考えている。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 本町では、配食サービスについては、社会福祉協議会が独自事業として実施しており毎週1回土曜日の昼食をサービスしています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

## (3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

「回答」

①及び②については、平成19年5月より要介護度4・5の方を対象とし主治医意見書における日常生活自立度の程度により認定書を個々に送付し、認定期間については、介護保険被保険者認定期間と定めております。

## 2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

（以下略）

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

広域連合の判断によります。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

美和町としては、愛知県制度で実施しています。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

### 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

美和町としては、平成20年10月1日より小学校卒業まで拡大します。

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

産前の無料健診につきましては、愛知県内の医療機関において年5回実施しています。今年度2回から5回に拡大しました。

### 4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

一般会計からの繰り入れについては、法定内については、国等の指導に基づいて適正に行っております。法廷外については、原則繰り入れを行わないよう県の指導がありますが、保険税率の見直しと合わせて、国保の財政状況を見ながら検討してまいります。

減免制度については、国保税条例施行規則を平成20年4月に改正し、生計中心者の死亡、重度障害及び長期入院者を新たに拡充を図りました。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

現在においては、就学前の子どもに対する減免は検討していません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

生活保護基準額の1.3倍以下の世帯が国保に入した場合、国保税の軽減に該当する場合が多いため、保険税軽減措置で対応します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

500万円以上の所得を有している世帯は、一般的な世帯以上の生活環境における減免要件として、このように定めます。その結果、所得激減による減免要件は、このように定めます。

また、前年の所得の10分の9以下とのことですが、この基準では所得の激減とは判断されないものと考えられます。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

資格証の発行は国民健康保険法で定められた制度であり発行はやむを得ないものです。

また、義務教育終了前子ども世帯などに対しての資格証発行については、そのような世帯の区別なく納付相談等を実施し、本人の納得したうえで資格証の発行を実施しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

納税相談時には生活状況の把握を行っており、国保税の分納については、本人承諾のうえ徴収を実施しています。また、差押えは所得税還付額を行っています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

年金天引きは、地方税法において義務付けられた制度であります。

なお、本年10月の特別徴収(年金天引き)から本人の申請により普通徴収(口座振替)に変更することが可能となりました。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

上記の基準については、当町の一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱の第3条に規定する対象者と認められた場合は、一部負担金の徴収を猶予できます。

## 5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。  
「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますので、町独自での軽減策は、考えておりません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。  
「回答」

負担軽減については、町独自での軽減策は考えておりません。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。  
「回答」

障害者団体・ボランティア・事業所等を対象に障害福祉施策や新体系サービス移行状況に関するヒアリングを実施し、計画に反映する。

## 6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) がん検診については、今年度から70歳以上の方にも自己負担金を徴収することになりましたが、生活保護世帯は無料で実施しています。歯周疾患検診については、無料で実施しています。

また、がん検診については個別と集団の併用で実施しています。個別につきましては海部医師会と郡町村会で調整を図り、6月から9月までの4ヶ月間で統一して実施していますので、実施期間の変更は考えていません。

歯周疾患検診については、集団の特定健診・がん検診と同時に実施しています。個別医療機関委託につきましては、海部歯科医師会及び郡町村会との調整が必要となりますので現行のまま集団で実施していきます。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(回答) 歯周疾患検診については、20歳以上の方を対象に年1回無料で受診できるようにしています。

今年度8月末までに特定健診565名の方が受診しています。

## 7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

### 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。  
②後期高齢者医療制度は廃止してください。  
③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。  
④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。  
⑤消費税の引き上げは行わないでください。  
⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

#### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。  
②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上